

I C T活用工事(島根県版)実施要領

1. 概要(共通)

本要領は、島根県(土木部・農林水産部)の所管する工事におけるI C T活用工事の実施に関し、共通の事項を定めるものとする。

I C T活用を推進する工種は以下とする。ただし、その他の工種についても、I C T活用の推進を図る必要があると判断された工種については、積極的にその活用の推進を図るものとする。

工 種	適 用
土工	I C T活用工事(土工)(島根県版)実施要領
舗装工	I C T活用工事(舗装工)(島根県版)実施要領
舗装工(修繕工)	I C T活用工事(舗装工(修繕工))(島根県版)実施要領
法面工	I C T活用工事(法面工)(島根県版)実施要領

なお、農業農村整備事業については、I C T活用工事(島根県農業農村整備事業版)実施要領(試行)、港湾事業(または漁港事業)については、港湾・漁港工事におけるI C T活用工事(島根県版)実施要領を参照すること。

県で実施要領を定めていない工種についても、契約後の受発注者協議によりI C T活用工事の対象にできるものとし、国土交通省がI C T活用の要領^{*}を定めている工種については、それらの要領を準用して費用計上を行うものとする。

※「I C Tの全面的な活用の推進に関する実施方針」及び同方針別紙の実施要領等

1-1 I C T活用工事の定義

I C T活用工事とは、次の①～⑤の施工プロセスにおいて、I C Tを全部又は一部に活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

発注者指定型では、全ての施工プロセスでI C T活用することを基本とする。

発注者指定(簡易)型では、工種毎に必須の施工プロセスを定めることとする。

施工者希望型では、一部活用も可とする。

「一部活用」とは、①②③④のいずれかの活用を必須とする。①のみ実施する場合は、当該工事の生産性向上に資することを条件とする。

なお、やむを得ず、当初想定した施工プロセスで活用することができない場合は、受発注者間の協議により活用内容を変更できるものとする。

2. I C T活用工事の実施方法(共通)

2-1 発注方式

(1) 発注者指定型

I C T活用工事の対象工事であることを明示して入札を行い、全ての施工プロセスでI C T活用することを基本とする。

(2) 発注者指定(簡易)型

I C T活用工事の対象工事であることを明示して入札を行い、工種毎に必須の施工プロセスを定めることとする。

(3) 施工者希望型 (A型)

I C T活用工事の候補工事であることを明示して入札を行い、契約後に受注者が I C T活用の有無を選択できるものとし、活用内容等について受発注者間の協議により決定する。

(4) 施工者希望型 (B型)

上記 (1) (2) (3) の方式で発注していない工事において、契約後に受注者から I C T活用の申し出があり、受発注者間の協議が整った場合は、A型と同様の取り扱いとする。また、協議が整わない場合でも、施工者が自主的に I C T活用を実施すれば、創意工夫の加点対象となり、I C T活用工事実績証明書を発行する。

2-2 I C T活用計画書等の提出

受注者は、I C T活用を実施する場合、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示して監督職員と協議し、「I C T活用計画書」を監督職員へ提出するものとする。

また、創意工夫に関する実施報告書を、施工完了後に発注者へ提出する。(協議が整わず I C T活用を承諾で行う場合も含む)

3. I C T活用工事の推進のための措置 (共通)

3-1 総合評価落札方式における加点措置 (総合評価落札方式が実施される工事の場合)

あり (実績有無による評価)

3-2 工事成績評定における措置

(1) 発注者は実施報告書や現地での I C T活用状況を確認し、「創意工夫」のキーワード【施工2】において1点又は2点を加点する。

- ・全ての施工プロセスにおいて I C Tの活用を行った場合は、2点の評価とする。
- ・何れかの施工プロセス (①②③④に限る) において I C Tの活用を行った場合は、1点の評価とする。

I C T活用を取り止めた工事については、加点対象としない。

(2) 発注者指定型において、受注者の責により I C T活用がされなかった場合は、措置の内容に応じて減点する。なお減点に際しては、I C T活用の対象とする①～⑤の施工プロセス毎に1点を減点する。

(3) 発注者指定 (簡易) 型において、受注者の責により I C T活用がされなかった場合は、措置の内容に応じて減点する。なお減点に際しては、I C T活用の対象とする工種毎に定めた必須の施工プロセス毎に1点を減点する。

3-3 I C T活用工事実績証明書の発行

(1) 令和5年度以降の完成工事の場合

発注者は、工事計画書 (I C T活用計画書又は創意工夫に関する実施計画) に記された施工プロセスの履行が確認できた場合、工事完成後に I C T活用工事実績証明書 (様式1) を発行する。

(2) 令和4年度以前の完成工事および再発行等の場合

受注者は、様式2により発注者に実績証明を申請することができる。発注者は、申請された内容について①と同様に履行が確認できた場合、様式2を I C T活用工事実績証明書として受注者に返送する。ただし対象となる実績は過去2箇年度内に完成した工事とする。

上記 (1) (2) で発行した証明書の写し (PDF ファイル) は、共有サーバー内に格納し、県の発注機関内で情報共有する。

4. ICT活用工事の実施における留意点（共通）

4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用工事を実施するにあたって、該当工種の施工管理要領、監督検査要領に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 3次元設計データ等の貸与

発注者は、受注者が3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するほか、ICT施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

4-3 工事費の積算

ICT活用工事に係る積算は、建設工事積算基準書（以下、「積算基準」）に基づくものとし、標準積算基準にないものは国土交通省「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」及び同方針別紙の積算要領によるものとする。これらに定めのないものについては、見積りによるものとする。

4-4 ICT監督・検査体制の構築

ICT活用工事に精通した監督・検査職員の体制構築及び要領等を周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

4-5 現場見学会・講習会の実施

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を積極的に実施するものとする。また、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

5. ICT活用工事に関する調査等（共通）

5-1 発注見通しの公表

「公共工事の発注見通しの調査」において、発注指定型または施工者希望型（A型）として発注予定のものは「ICT候補工事」として、公表するものとする。

5-2 事後調査（活用効果に関するアンケート、施工合理化調査等）

事後調査を実施する場合は、その都度、別途指示するものとし、発注者の指示がない場合は、提出不要とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する

この要領は、令和7年6月1日から施行する